2021年12月作成(第1版)　　届出番号　23B3X10015000045

器58　整形用機械器具

一般医療機器　関節手術用器械（70964001）

髄腔クリーナー

【形状・構造及び原理等】

＜形状、構造＞



原材料:ステンレス鋼

＜原理等＞

髄腔内に本品を差し込む

【使用目的又は効果】

人工関節置換術等の関節手術のために用いる手術器械。
本品は再使用可能。

【使用方法等】

大腿骨近位部からの髄腔リーミング後に、本品を髄腔に挿入して髄腔内をクリーニングする。
本品は未滅菌のため、使用前に滅菌を行うこと。

＜使用方法等に関連する使用上の注意＞

(1)滅菌前に本品に損傷、変形等の異常がないことを点検すること。
(2)使用前に必ず洗浄、滅菌すること。
(3)使用後は、付着した血液、体液、組織及び薬品が乾燥して固着しないように、直ちに洗浄液に浸漬すること。
(4)塩素系及びヨウ素系の消毒剤は腐食の原因となるので、使用を避けること。使用中に付着したときには水洗いすること。

【使用上の注意】

＜重要な基本的注意＞

(1)本品を、クロイツフェルト・ヤコブ病(CJD)患者又はその疑いのある患者に使用した場合は、最新の国内規制、ガイドラインを遵守すること。

＜不具合・有害事象＞

本品の使用により以下の不具合・有害事象が起こり得る。
(1)重大な不具合
1)本品の破損、変形

(2)重大な有害事象
1)血管・神経・組織の損傷
2)感染
3)塞栓(脂肪、血液等)
4)骨折
5)過敏症
6)体内遺残

＜高齢者への適用＞

高齢者は骨が粗鬆化している場合があり、術中に過度の力を加えることにより、骨折等生じる可能性があるので慎重に使用すること。

【保管方法及び有効期間等】

＜保管方法＞

(1)　高温、多湿を避けて保管すること。

【保守・点検に係る事項】

＜使用者による保守点検事項＞

(1)本品使用前に、キズ、折れ、捻じれ、曲がり、錆等の不具合がないか点検すること。
(2)本品使用後は、直ちに血液、体液、組織等の汚物を除去し、感染防止のため、洗浄・滅菌処理を行うこと。
(3)汚染除去に用いる洗剤は、中性洗剤等、洗浄方法に適したものを選択し、適正な濃度で使用すること。
(4)強アルカリ・強酸性洗剤は器具を腐食させる恐れがあるため、使用を避けること。
(5)磨き粉や金属タワシで器具の表面を磨かないこと。器具表面に擦過傷を生じ、錆びや腐食が発生する恐れがある。
(6)器具に付着した洗剤・消毒剤等は浄化水(ろ過、蒸留、脱イオン化等)で完全に洗い流すこと。
(7)洗浄後は腐食防止のために、直ちに乾燥させること。
(8)下記の滅菌条件が推奨される。
滅菌方法:高圧蒸気法
滅菌条件:121℃　15分間
126℃　10分間
134℃　3分間

＜業者による保守点検事項＞

(1)本品使用前後に、キズ、折れ、捻じれ、曲がり、錆等の不具合がないことを点検すること。
(2)不具合があるものは再使用しないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

西島メディカル株式会社
電話　:0561-37-1222